

約款 (LION FX のお客様用)対比表

平成 27 年 5 月 4 日

(青字部分は追加、~~青字~~部分は削除箇所)

現 行	変 更 後
<p>第23条(立替金の取扱い)</p> <p>未決済ポジションの決済により売買差損失が発生し、当該損失が預託された証拠金を上回り立替金が発生した場合、お客様は2営業日後の15時までに本口座にご入金していただく必要があります。ご入金がない場合、当社は、履行期の翌日より履行の日まで年率14.6%の割合による遅延損害金を申し受ける場合があります。</p>	<p>第23条(立替不足金の取扱い)</p> <p>未決済ポジションの決済により売買差損失が発生し、当該損失が預託された証拠金を上回り立替不足金が発生した場合、お客様は2営業日後の15時までに本口座にご入金していただく必要があります。ご入金がない場合、当社は、履行期の翌日より履行の日まで年率14.6%の割合による遅延損害金を申し受ける場合があります。</p>
<p>第34条(解約)</p> <p>お客様が次の各号または第21条に掲げる事項のいずれかに該当すると当社が判断した場合、本口座は解約されます。解約時においてお客様の本取引における未決済ポジションが残存する場合またはお客様の当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合、その決済が終了するまで当該決済に必要な限度において本約款は効力を有するものとします。ただし、お客様が次の(8)(9)(11)(14)(15)(18)のいずれかに該当し、さらに過去まで遡って該当すると判断した場合、当社は、事前の通知なく当該口座を凍結し、該当すると判断した過去の取引まで遡って、約定を無効とすることができるものとします。これによりお客様の口座に不足金が生じた場合、当社はお客様に当該不足金を請求できるものとします。また、当社が損害を被った場合、お客様は当該損害額について、賠償責任を負うものとします。なお、当社はいかなる理由があっても、約定の無効によりお客様に生じた一切の損害につき、お客様に対して何らの責任も負わないものとします。</p> <p>(1)～(6)省略</p> <p>(7)当社が本取引により発生した立替金の支払いを期間を定めて求めたにもかかわらず、お客様がこれに応じないとき</p> <p>(8)～(20)省略</p>	<p>第34条(解約)</p> <p>お客様が次の各号または第21条に掲げる事項のいずれかに該当すると当社が判断した場合、本口座は解約されます。解約時においてお客様の本取引における未決済ポジションが残存する場合またはお客様の当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合、その決済が終了するまで当該決済に必要な限度において本約款は効力を有するものとします。ただし、お客様が次の(8)(9)(11)(14)(15)(18)のいずれかに該当し、さらに過去まで遡って該当すると判断した場合、当社は、事前の通知なく当該口座を凍結し、該当すると判断した過去の取引まで遡って、約定を無効とすることができるものとします。これによりお客様の口座に不足金が生じた場合、当社はお客様に当該不足金を請求できるものとします。また、当社が損害を被った場合、お客様は当該損害額について、賠償責任を負うものとします。なお、当社はいかなる理由があっても、約定の無効によりお客様に生じた一切の損害につき、お客様に対して何らの責任も負わないものとします。</p> <p>(1)～(6)省略</p> <p>(7)当社が本取引により発生した立替不足金の支払いを期間を定めて求めたにもかかわらず、お客様がこれに応じないとき</p> <p>(8)～(20)省略</p>
平成 26 年 12 月 29 日現在	平成 27 年 5 月 4 日